

任用期間の定のある職員の任免権の委任に関する訓令

(昭和50年8月1日島根県警察訓令第16号)

警察本部長は、次の表の左欄に掲げる任用期間の定のある職員についての任免権をそれぞれ右欄に掲げる職にある職員に委任する。

左 欄	右 欄	備 考
臨時的任用職員	警務部長	任用にあたっては、人事委員会の承認を必要とする。
非常勤職員	警務部長	

附 則

この訓令は、制定の日から施行する。